

フラット35S(金利Bプラン) 新旧基準の適用

新基準は令和3年1月1日以降に、設計検査の申請※を行う物件に適用されます。

※設計住宅性能評価書の活用または長期優良住宅の認定取得により設計検査を省略する場合には、設計住宅性能評価の申請または長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の申請が令和3年1月1日以降の物件に新基準が適用されます。

令和3年1月1日

新旧基準の適用

	新	旧								
①	×	○	適合証明 (単独申請)	設計検査の申請	⇒		⇒	中間現場検査 の申請	⇒	竣工現場検査 の申請
②	○	×	適合証明 (単独申請)		⇒	設計検査の申請	⇒	中間現場検査 の申請	⇒	竣工現場検査 の申請
③	×	○	設計性能評価の活用 (設計検査省略)	設計住宅性能評価 の申請	⇒		⇒	中間現場検査 の申請	⇒	竣工現場検査 の申請
④	×	○	長期優良住宅の活用 (設計検査省略)	長期優良住宅に係る 技術的審査の申請	⇒		⇒	中間現場検査 の申請	⇒	竣工現場検査 の申請
⑤	○	×	設計性能評価の活用 (設計検査省略)		⇒	設計住宅性能評価 の申請	⇒	中間現場検査 の申請	⇒	竣工現場検査 の申請
⑥	○	×	長期優良住宅の活用 (設計検査省略)		⇒	長期優良住宅に係る 技術的審査の申請	⇒	中間現場検査 の申請	⇒	竣工現場検査 の申請
⑦	×	○	適合証明 (竣工後特例)	竣工後特例の申請 (設計・竣工検査申請)	⇒					
⑧	○	×	適合証明 (竣工後特例)		⇒	竣工後特例の申請 (設計・竣工検査申請)				